

会社法では債務超過子会社との簡易合併は事実上不可能に

会社法では、債務超過会社との合併が可能であることが明記されていますが、旧商法においては、債務超過会社との合併につき、何ら規定がありませんでした。そのため、債務超過の子会社と合併を行うにあたり、実務上は、一度増資により債務超過を解消した後に合併をするということが行われていました。

また、この場合に、旧商法に定める簡易合併の要件に該当する場合には、合併存続会社である親会社において、簡易合併の規定に基づき取締役会の決議のみで合併することが可能でした。

しかし、会社法においては、債務超過の子会社と合併をする場合はもとより、**債務超過を解消した場合においても、簡易合併が事実上できない**ということが明らかにされています。逆に、株主総会の承認さえ受ければ、債務超過会社を吸収合併することが可能である旨が明らかにされている点にも留意が必要です。

改正の内容を表にまとめますと、次のようになります。

		旧商法	会社法	改正内容
子会社が債務超過の場合	合併	？ (明文規定なし)		緩和
	簡易合併	？ (明文規定なし)	×	厳格化
子会社の債務超過を増資により解消した場合	合併			据置き
	簡易合併		×	厳格化

つまり、債務超過会社との合併ができることが明らかになった分、合併を行うための要件が緩和された一方、簡易合併を行うための要件については、一部厳格化されています。

・会社法上の簡易合併

法人が吸収合併を行うためには、会社法第 795 条第 1 項により、株主総会の承認を受けする必要があります。しかし、一定の場合には株主総会の承認を受けなくて良い旨が、会社法第 796 条に定められています。その一定の場合の 1 つとして、会社法第 796 条第 3 項に定められている、簡易合併の規定があります。

会社法第 796 条第 3 項には、「合併消滅会社の純資産額として一定の方法により計算した金額が、合併存続会社の純資産の額として一定の方法により計算した金額の 5 分の 1 以下である場合には、会社法第 795 条第 1 項から第 3 項の規定は適用しない」旨が定められています。よって、合併消滅会社の純資産額が合併存続会社の純資産額の 5 分の 1 以下である場合には、株主総会の決議が不要ということになります。

・簡易合併ができない場合

により、簡易合併の要件に該当することとなった場合でも、一定の場合には簡易合併をすることができない旨が、会社法第 796 条第 3 項但書きに定められています。

会社法第 796 条第 3 項但書きには、会社法第 795 条第 2 項各号に該当する場合、又は、会社法第 796 条第 1 項但書きに該当する場合には、簡易合併を行うことができない、と定められています。

今回は、この簡易合併を行うことができない場合のうち、会社法第 795 条第 2 項第 1 号に定められている場合について取り上げることと致します。会社法第 795 条第 2 項第 1 号には、次のように定められています。

- | |
|---|
| <p>一 吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社が承継する吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の債務の額として法務省令で定める額が吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社が承継する吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の資産の額として法務省令で定める額を超える場合</p> |
|---|

上記の規定の「法務省令で定める額」は、会社法施行規則第 195 条に定められています。わかり易く言い換えますと、会社法第 795 条第 2 項第 1 号は、

(次頁へ続きます)

会社法施行規則第195条第1項	
会社法第795条第2項第1号に規定する債務の額として法務省令で定める額	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 合併直後のB/Sの債務の額 (存続会社の) </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 合併直前のB/Sの債務の額 (存続会社の) </div>	・・・A
会社法施行規則第195条第2項	
会社法第795条第2項第1号に規定する資産の額として法務省令で定める額	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 合併直後のB/Sの資産の額 (存続会社の) </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 合併直前のB/Sの資産の額 (存続会社の) </div>	・・・B
簡易合併の判定	
A > B のとき 簡易合併適用不可	

ということを定めています。

(参考) 会社法第796条第1項但書き

ただし、**吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の譲渡制限株式である場合であって、存続株式会社等が公開会社でないときは**、この限りでない。

・簡易合併ができない場合の具体例

・に記載しております会社法第795条第2項第1号の内容を、具体的な数字に当てはめると、次のようになります。

親会社が、**債務超過の100%子会社とそのまま合併した場合と、増資により債務超過を解消した後に合併した場合**との、2パターンに分けて例示しています。**いずれの場合にも、会社法第795条第2項第1号に該当し、簡易合併ができないという結果になる**ことがわかります。

(ケース1) 債務超過を解消しない場合

合併直前B/S

【単位：百万円】

存続会社	
資産 51,085 (内子会社株式) 90	負債 30,741
	資本 20,344

消滅会社	
資産 2,850	負債 4,340
資本 1,490	

合併仕訳(存続会社の仕訳)

(資産)	2,850	／	(負債)	4,340
(抱合株式消滅損)	1,580		(子会社株式)	90

合併直後B/S

存続会社	
資産 53,845	負債 35,081
	資本 18,764

判定

$$\begin{aligned}
 A &= 35,081 - 30,741 = 4,340 \\
 B &= 53,845 - 51,085 = 2,760 \\
 A &> B && \text{簡易合併適用不可}
 \end{aligned}$$

(ケース2) 増資により債務超過を解消した場合

合併直前 B/S (存続会社が消滅会社に1,500百万円増資)

存続会社		消滅会社	
資産 51,085 (内子会社株式) 1,590	負債 30,741	資産 4,350	負債 4,340
	資本 20,344		資本 10

合併仕訳 (存続会社の仕訳)

(資産)	4,350	(負債)	4,340
(抱合株式消滅損)	1,580	(子会社株式)	1,590

合併直後 B/S

存続会社	
資産 53,845	負債 35,081
	資本 18,764

判定

$$\begin{aligned} A &= 35,081 - 30,741 = 4,340 \\ B &= 53,845 - 51,085 = 2,760 \\ A &> B && \text{簡易合併適用不可} \end{aligned}$$

まとめ

上記においては、債務超過会社である100%子会社との合併を想定しておりますが、**債務超過でなくても、抱合株式消滅損が発生する合併である場合には、ほぼ間違いなく会社法第795条第2項第1号の規定に該当することになり、簡易合併ができません。**

また、会社法第795条第2項第1号に該当する場合には、**株主総会において、その旨を説明することが必要**になることも留意が必要です。

但し、親会社が**連結配当規制適用会社である場合には、この規制を受けないことが可能**です。今後は、簡易合併を柔軟に行うことを目的として、連結配当規制適用会社となることも検討する必要があると考えられます。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。